物品購入契約書（案）

１　件　　名　　道路維持車　軽貨物自動車購入

２　納入品目　　仕様書のとおり

３　納入期限　　令和９年４月１日から令和９年１２月２８日まで

４　納入場所　　奈良県香芝市本町１３９７番地

５　契約金額　　金　　円
うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額　金　　円

６　契約保証金

上記の物品購入について、発注者及び受注者は、それぞれ対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって物品購入契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

令和　　年　　月　　日

発注者　　奈良県香芝市本町１３９７番地
香芝市
市　　長　三　橋　和　史

受注者

（総則）

第１条　発注者及び受注者は、本契約書に基づき、仕様書（仕様書、図面、見本及び発注者の指示を含む。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、本契約（本契約書及び仕様書を内容とする物品購入契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって、頭書きの納入期限（以下「期限」という。）までに履行することとされている業務について、仕様書に従い、それぞれ日々又は期限までに履行するものとし、発注者は、履行が完了した部分に係る代金を支払うものとする。

（権利義務の譲渡等）

第２条　受注者は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（守秘義務）

第３条　受注者は、本契約上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本契約の終了後もまた同様とする。

（個人情報の保護）

第４条　受注者は、本契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）、香芝市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年条例第２３号）その他法令を遵守しなければならない。

（契約の保証）

第５条　受注者は、本契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第４号の履行保証保険を締結する場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

⑴　契約保証金の納付

⑵　契約保証金の納付に代わる有価証券等の提供

⑶　本契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証

⑷　本契約による債務の不履行により生ずる損害を塡補する履行保証保険契約の締結

２　前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第４項において「保証の額」という。）は、契約金額の１０分の１以上としなければならない。

３　受注者が第１項第２号又は第３号に掲げる保証を付したときは、当該保証は、契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第４号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

４　契約金額の変更があった場合は、保証の額が変更後の契約金額の１０分の１に達するまで発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

５　第１項の規定にかかわらず、発注者がその必要がないと認めたときは、受注者は、同項各号に掲げる保証を付することを要しない。

（契約内容の変更等）

第６条　発注者は、必要があると認めるときは、受注者と協議の上、本契約の内容を変更し、又は納入を一時中止させることができる。

２　前項の場合において、契約金額又は期限を変更する必要があるときは、発注者及び受注者が協議の上、定めるものとする。

３　本契約締結後、市場価格に著しい変動があった場合は、その実情に応じて発注者及び受注者が協議の上、契約金額を変更することができる。

４　受注者は、天災等その他やむを得ない理由により期限までに納入することができない場合は、期限までに発注者に対し、その事由を付して期限の延長を申し出ることができる。この場合における期限の延長日数は、発注者及び受注者が協議の上、決定する。

（検査及び引渡し）

第７条　発注者は、受注者が第１条第２項に規定する納入を完了させたときは、その日から起算して１０日以内に受注者の立会いの下、検査を行い、検査に合格したものについては、引渡しを受けるものとする。

２　検査に必要な費用及び検査のために変質し、変形し、消耗し、毀損し、又は破壊したものを現状に復する費用は、全て受注者の負担とする。

３　受注者は、第１項の検査に合格していない物品を遅滞なく引き取り、発注者の指定する期日までに改めて物品を納入しなければならない。この場合において、改めて納入された物品に係る検査については、前２項の規定を準用する。

４　物品の所有権は、第１項の規定により引渡しが完了した時をもって、受注者から発注者に移転するものとする。

（契約代金の支払）

第８条　受注者は、前条第１項（同条第３項において準用する場合を含む。）の検査に合格したときは、契約代金の支払を発注者に請求することができる。

２　発注者は、前項の規定により受注者から適法な支払請求書を受理したときは、その日から起算して３０日以内に契約代金を支払わなければならない。

（危険負担）

第９条　本契約の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受注者がその費用を負担するものとする。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（契約不適合責任）

第１０条　発注者は、第７条第１項（同条第３項において準用する場合を含む。）により引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（次項において「契約不適合」という。）であるときは、物品の引渡しから１年を経過する日までに、発注者が受注者に対し、当該物品の修補、代替物の引渡し、又は不足分の引渡し等発注者が指定した方法による履行の追完を請求することができる。

２　前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、契約不適合の程度に応じて契約代金の減額を請求することができる。

３　前項の規定は、発注者の損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

４　商法（明治３２年法律第４８号）第５２６条の規定は、本契約に適用されない。

（履行遅滞における遅延利息等）

第１１条　発注者は、受注者の責めに帰すべき事由により期限内に物品を納入することができない場合においては、受注者に対して契約金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号。次項において「支払遅延防止法」という。）第８条第１項の規定により財務大臣が決定する率により、計算した額の遅延損害金の支払を請求することができる。

２　受注者は、発注者の責めに帰すべき事由により第８条第２項の規定による契約代金の支払が遅延した場合においては、発注者に対して未受領の契約代金につき、支払遅延防止法第８条第１項に規定する財務大臣が決定する率により、計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（発注者の解除権）

第１２条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

⑴　受注者がその責めに帰すべき事由により、期限内に債務の履行が完了しないことが明らかに認められるとき。

⑵　前号に掲げる場合のほか、受注者が本契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

２　前項の規定により契約が解除された場合において、受注者は、契約金額の１０分の１を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。

３　前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

（暴力団排除に係る解除権）

第１３条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。

⑴　役員等（受注者が個人である場合には、その者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

⑵　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

⑶　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

⑷　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

⑸　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

⑹　下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約（次号において「下請契約等」という。以下同じ。）を締結するに当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

⑺　受注者が、第１号から第５号までのいずれかに該当する者を下請契約等の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

⑻　本契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

２　前条第２項及び第３項の規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

（談合等不正行為による解除）

第１４条　発注者は、受注者が本契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。

⑴　公正取引委員会が受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下この項において「独占禁止法」という。）第６１条第１項の排除措置命令をしたとき。

⑵　公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第６４条第１項の競争回復措置命令をしたとき。

⑶　公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第６２条第１項の納付命令をしたとき。

⑷　受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は第１９８条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

２　第１２条第２項及び第３項の規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

（損害賠償）

第１５条　受注者が本契約に違反し、又は本契約に関し、受注者の故意又は過失によって発注者に損害を与えたときは、受注者は、直ちにその損害を賠償しなければならない。

２　第１２条第２項及び第３項の規定（第１３条第２項及び前条第２項の規定において準用する場合を含む。）は、発注者に生じた実際の損害の金額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

３　発注者は、前３条の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償又は補償することは要しない。

（受注者の解除権）

第１６条　受注者は、発注者が契約に違反し、又は物品を納入することが不可能となったときは、契約を解除することができる。

２　発注者は、前項の解除により、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（管轄裁判所）

第１７条　発注者及び受注者の間で訴訟の必要が生じた場合は、発注者の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（契約の費用）

第１８条　本契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

（補則）

第１９条　本契約に定めがない事項又は本契約の各条項の解釈において疑義が生じた事項については、発注者及び受注者が協議の上、決定するものとする。